

社会福祉法人埼玉県共同募金会災害支援制度実施要領

1 目的

この実施要領は本県において災害が発生し、「社会福祉法人埼玉県共同募金会災害支援制度運営要綱」（以下、「運営要綱」という。）に定める助成を行う場合に必要な事項を定めるものとする。

2 対象とする事業

(1) 被災地における災害ボランティアセンター等の設置及び運営

(2) 被災地におけるボランティア活動

① 緊急救援活動

- ・被災者に対する緊急救援活動（泥や油の除去、家屋等の片付け、家財の運び出し、床下清掃、重機を使った土砂の搬出等）
- ・被災者の避難生活に係る救援活動（炊出し、家屋や施設等の復旧作業等）
- ・上記のための救援物資の運搬、ボランティアバスの運行等

② 生活支援活動

- ・家屋や施設等への技術を伴う、応急処置の活動
- ・被災者に対する相談支援活動

(3) 公費補助の対象とならない社会福祉施設の復旧に係る整備

① 被災により破壊・破損した社会福祉施設の一時的建て替え及び応急修理等

② 被災により破壊・破損した社会福祉施設の設備の買い替え及び応急修理等

(4) 配分委員会において特に必要と認めた活動

3 支援資金の助成基準

(1) 被災地における災害ボランティアセンター等の設置及び運営

助成の基準	<ul style="list-style-type: none">○ 助成額は300万円以内とする。ただし、基準額を超える助成が必要な場合は事前協議とする。○ 概算交付ができるものとし、終了時に精算する。○ 対象としない経費<ul style="list-style-type: none">ア 人件費（謝金等を含む）イ 外部から派遣された専門職員に係る旅費・宿泊費ウ 団体の固定資産の扱いとなる物品等の購入に係る経費エ ボランティア保険料オ その他配分委員会において対象外と判断された経費
-------	--

(2) 被災地における災害ボランティア活動

助成の基準	<ul style="list-style-type: none">○ 助成額は100万円以内とする。○ 原則精算交付とする。○ 対象としない経費<ul style="list-style-type: none">ア 人件費（謝金等を含む）イ 旅費・宿泊費ウ 保険料
-------	---

	エ 個人所有となる物品等の購入に係る経費 オ その他配分委員会において対象外と判断された経費
--	---

(3) 公費補助の対象とならない社会福祉施設の整備

助成の基準	○ 助成額は300万円以内とする。ただし、基準額を超える助成が必要な場合は事前協議とする。 ○ 原則精算払いとする。 ○ 対象としない経費 ア 公費補助の対象となる経費 イ その他配分委員会において対象外と判断された経費
-------	--

4 支援資金の申請の際に必要な書類等

(1) 被災地における災害ボランティアセンター等の設置・運営

ア 活動拠点事務所支援資金申請書、イ 活動拠点事務所設置概要、ウ 活動拠点事務所経費概要、エ 活動拠点事務所設置（借用）概要に係る契約書・見積書（②③④は精算時提出）

(2) 被災地におけるボランティア活動

ア 災害ボランティア活動支援資金申請書、イ 災害ボランティア活動報告書、ウ 災害ボランティア活動経費内訳、エ 活動に要した経費の領収書等

(3) 公費補助の対象とならない社会福祉施設の整備

ア 破損復旧施設支援資金申請書、イ 破損施設破損概要、ウ 破損復旧施設経費概要、エ 破損復旧施設に係る契約書・見積書

(4) 配分委員会において特に必要と認めた活動

活動内容に応じて上記（1）、（2）、（3）を適宜準用する。

5 支援資金の対象期間、申請期間、審査・決定、交付等

(1) 対象期間

支援資金の対象とする期間は災害発生時から6か月以内の範囲とする。
ただし、災害の状況に応じて対象期間を拡大することができる。

(2) 申請期間

支援資金を申請する時期は上記対象期間に連動するものとする。
ただし、災害の状況に応じて申請期間を延長することができる。

(3) 審査・決定

配分委員会において審査し、理事会において決定する。

(4) 支援資金の交付

当該被災県共募は、支援資金の交付が決定した場合は、直ちに申請者へ通知し、決定支援額を交付するとともに、原則として指定された銀行口座等に振込むものとする。

なお、「被災地における災害ボランティアセンター等の設置・運営」への助成については、迅速な立ち上げ支援につなげるため、概算交付を行うことができるものとする。

(5) 助成事業の精算

支援資金を助成した場合は、終了した後速やかに必要な書類の提出を申請者から求め、助成金の精算を行う。

ただし、精算交付した場合は交付時の提出書類をもって精算とする。

(6) 支援資金の返還

申請内容に虚偽があった場合や支援資金の不正な使用が行われた場合は、本会の助成方針に基づき、決定の取り消しや支援資金の返還を求めるものとする。

6 中央共同募金会の役割

本制度の対象となる災害が発生した場合、中央共同募金会（以下、「中央共募」という。）は、被災の状況、被災地における災害ボランティアセンターの設置状況等を把握し、被災県共募及び被災県共募が属するブロック幹事県共募と協議して、準備金推計必要額（支援に必要なと勘案される額）を勘案して、災害支援制度運営要綱の「9 被災県共募に対する準備金拠出の手順」に基づき、被災県共募へ拠出する準備金について調整を行う。

7 事務局態勢の確立

(1) 事務局態勢の確立及び相互支援

- ① 本県において本制度の対象となる災害が発生した場合は必要に応じて、本会、関東ブロック幹事県共募及び中央共募を構成メンバーとする「対策委員会」を設置する。
- ② 「対策委員会」等において、事務局での業務の執行が困難と判断された場合は、中央共募及び他県共募へ支援を求め、事務局態勢の確立を図るものとする。

(2) 他県共募からの支援による事務局態勢の確立

- ① 他県共募からの支援による事務局態勢は、第一段階では関東ブロック都県共同募金会で協定している「災害時対応マニュアル」に基づき行い、第二段階では関東ブロックに近接する県共募へ支援を求め、事務局体制の確立を図るものとする。
- ② 事務局支援に係る調整は、中央共募が行うものとし、他県共募に対する支援要請を受けた場合は、可能な限り応えるものとする。

8 準備金の管理・運営

準備金は、本会経理規程第6条第4項に規定された「災害等準備金サービス区分」を設け、経理上明確にしておかなければならない。

9 適用時期

本要領は、平成14年5月22日から適用する。

附 則

令和4年6月14日 一部改正